



熊本県公報

号外 第68号
令和5年(2023年)
3月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 4
○熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 4
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 4
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課) 12
○熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例	(税務課) 12
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(子ども未来課) 13
○熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例	(〃) 17
○熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例	(自然保護課) 17
○熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例	(労働雇用創生課) 22
○熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業支援課) 22
○熊本県立美術館条例の一部を改正する条例	(文化課) 22
○熊本県こどもの読書環境整備基金条例	(社会教育課) 22
○熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部総務課) 23
○熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(警察本部生活環境課) 23

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 警察職員が、同一の日において、複数の本務作業に従事した場合の支給制限の見直しを行うこととした。(第4条関係)
- 身辺警護等作業に係る手当の額を増額する改定を行うこととした。(別表関係)
- 警護要則(平成6年国家公安委員会規則第18号)の廃止及び警護要則(令和4年国家公安委員会規則第15号)の制定に伴う規定の整理を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

- 警察法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
- この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 新たに手数料を設けることとしたもの
 - 建築物の容積率の特例認定申請手数料(第2条関係) 27,000円
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の許可申請手数料(第2条関係) 160,000円
 - 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料(第2条関係) 160,000円
 - 特定自動運行許可申請手数料(第2条関係) 79,200円
 - 特定自動運行計画変更許可申請手数料(第2条関係) 78,500円
- 新たに手数料の対象に加えることとしたもの
 - 誘導仕様基準により評価する方法による場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(第2条、別表第26の5関係) 19,000円ほか
 - 誘導仕様基準により評価する方法による場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(第2条、別表第26の8関係) 9,500円ほか

- (3) 誘導仕様基準により評価する方法による場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(別表第26の12関係) 16,000円ほか
- (4) 誘導仕様基準により評価する方法による場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(別表第26の13関係) 8,000円ほか
- 3 手数料の額を改定することとしたもの
産業技術センター分析、試験又は設計手数料(別表第27関係)
29,280円から30,030円に改定
- 4 所要の規定の整理を行うこととしたもの
 - (1) 建築基準法の一部改正に伴うもの(第2条関係)
 - (2) 宅地造成等規制法の一部改正に伴うもの(第2条関係)
 - (3) 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴うもの(第2条関係)
 - (4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴うもの(第2条、別表第26の14関係)
 - (5) その他規定の整理(別表第26の11の2関係)
- 5 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。
 - (1) 2並びに4(1)及び(3)から(5)まで並びに7の一部 公布の日
 - (2) 1、3及び6並びに7の一部 令和5年4月1日
 - (3) 4(2) 令和5年5月26日
- 6 所要の経過措置を定めることとした。
- 7 手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第3項関係)

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 県内の市町村長その他の執行機関に対して県が本人確認情報を提供する事務から、国土調査法による同法第2条第1項第3号の地籍調査に関する事務であつて規則で定めるものを削除することとした。(別表第1関係)
- 2 特定商取引に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表第2関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

- 1 平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を2年間延長することとした。(附則第3項関係)
- 2 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設けることとした。(附則第4項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の5条例について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第1条】【第2条】
 - (2) 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例【第3条】
 - (3) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第4条】
 - (4) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第5条】
 - (5) 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例【第6条】
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、1(1)の一部、1(2)の一部、1(3)の一部、1(4)の一部及び1(5)の一部は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

- 1 次の5条例について、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、関係規定を整理することとした。
 - (1) 熊本県看護師等修学資金貸与条例【第1条】
 - (2) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例【第2条】
 - (3) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第4条】
 - (5) 熊本県子ども・子育て会議条例【第5条】
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

- 1 県、市町村、事業者及び県立自然公園の利用者の責務に、相互に連携を図りながら協力する努力義務を加えることとした。(第3条関係)
- 2 公園計画に、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができることとした。(第8条関係)
- 3 (7)又は(9)の協議会は、利用拠点整備改善計画又は自然体験活動促進計画の作成のために必要な公園計画の変更又は公園事業の決定等の提案を行うことができるとした。(第9条の2、第10条の2関係)
- 4 公園事業に係る審議会へ意見聴取事項を見直すこととした。(第10条関係)
- 5 市町村等が執行する公園事業に係る知事への協議を、同意を要しない協議に改めることとした。(第11条、第13条、第15条関係)
- 6 公園事業を譲渡する場合の地位の承継に関する規定を整備することとした。(第13条関係)
- 7 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び利用拠点整備改善計画制度について定めることとした。(第16条の2―第17条、第21条、第22条、第31条関係)
- 8 特別地域及び集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物への餌付け等の行為を追加することとした。(第35条、第59条関係)
- 9 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び自然体験活動促進計画制度について定めることとした。(第39条の2―第39条の6、第21条、第22条、第31条関係)
- 10 公園管理団体の業務内容を改めることとした。(第47条関係)
- 11 県立自然公園の利用の増進のための県による情報の提供等について定めることとした。(第53条の2関係)
- 12 特別地域内における行為規制の違反に係る罰則の額を引き上げることとした。(第55条、第56条関係)
- 13 その他規定の整理を行うこととした。(第9条、第13条、第17条、第21条、第30条、第31条、第33条、第35条、第40条、第46条―第48条、第54条、第55条―第59条関係)
- 14 この条例は、令和5年7月1日から施行することとした。
- 15 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立技術短期大学校で実施する職業訓練の内容の見直しに伴い、専門課程の学科を追加することとした。(第4条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額の範囲を改定することとした。(別表関係)
 - (1) 化学試験・化学加工設備使用料の額
240円以上3,690円以下→240円以上3,820円以下
 - (2) 食品試験・食品加工設備使用料の額
70円以上4,050円以下→70円以上6,050円以下
 - (3) 機械試験・機械加工設備使用料の額
140円以上3,490円以下→140円以上3,790円以下
- 2 電気自動車用急速充電器使用料の項目を削除することとした。(別表関係)
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県立美術館条例の一部を改正する条例

- 1 博物館法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第1条、第21条関係)
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇熊本県こどもの読書環境整備基金条例

- 1 熊本県こどもの読書環境整備基金(以下「基金」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
 - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第3条関係)
 - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
 - (6) 基金の処分について定めることとした。(第6条関係)
 - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の2条例について、博物館法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県暴力団排除条例（第21条関係）
 - (2) 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（第7条関係）
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業者の営業に関する遵守事項から営業所における客への酒類の提供の禁止規定を削除することとした。（第7条関係）
- 2 博物館法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第9条関係）
- 3 その他規定の整理を行うこととした。（第3条、第10条の2関係）
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第3号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「それらの作業に当該警察職員が本務とする作業が含まれるときは当該本務とする作業の手当を、本務とする作業が含まれないときは」を削り、「である作業の手当」の次に「（最高額である作業の手当が2以上ある場合は、いずれか一の作業の手当）を加える。

別表第26号作業の項中「平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「令和4年國家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に、「にあっては」を「及び警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の身边を警護する作業に従事した場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第26号作業の項の改正規定（「平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「令和4年國家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第4号

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条の3」を「第56条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第5号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第193号の次に次の1号を加える。
 (193)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査
 建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

第2条第1項第194号の2中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「隣地境界線から後

イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。次号ア(イ)、別表第26の5及び別表第26の8において同じ。)により評価する方法による場合に限る。)を加え、同号アに次のように加える。

(ウ) 適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合(誘導仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。次号ア(ウ)、別表第26の5及び別表第26の8において同じ。)により評価する方法による場合に限る。) 19,000円

第2条第1項第625号イ中「全体」の次に「又は複合建築物の非住宅部分若しくは住宅部分」を加え、同号ウを削り、同項第625号の2中「からウまで」を「及びイ」に改め、同号ア中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号ア(イ)中「場合」の次に「(誘導性能基準により評価する方法による場合に限る。)」を加え、同号アに次のように加える。

(ウ) 適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合(誘導仕様基準により評価する方法による場合に限る。) 9,500円

第2条第1項第625号の2イ中「全体」の次に「又は複合建築物の非住宅部分若しくは住宅部分」を加え、同号ウを削る。

別表第26の5を次のように改める。
別表第26の5(第2条第1項第625号関係)

区分		金額	
適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	申請住戸数が1戸の場合	6,000円	
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	12,000円	
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	20,000円	
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	34,000円	
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	56,000円	
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合	100,000円	
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合	159,000円	
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合	200,000円	
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	誘導性能基準により評価する方法	申請住戸数が1戸の場合	36,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	72,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	100,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	141,000円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	202,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	288,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	391,000円
		申請住戸数が201戸から300戸までの場合	513,000円
	誘導仕様基準により評価する方法	申請住戸数が1戸の場合	19,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	35,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	50,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	72,000円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	108,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	163,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	232,000円
		申請住戸数が201戸から300戸までの場合	299,000円
申請住戸数が300戸を超える場合	340,000円		

別表第26の8を次のように改める。
別表第26の8(第2条第1項第625号の2関係)

区分		金額
適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定する	申請住戸数が1戸の場合	3,000円
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	6,000円
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	10,000円
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	17,000円
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	28,000円

ものが添付された場合	申請住戸数が51戸から100戸までの場合		50,000円
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合		79,500円
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合		100,000円
	申請住戸数が300戸を超える場合		107,000円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものいれも添付されない場合	誘導性能基準により評価する方法	申請住戸数が1戸の場合	18,000円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	36,000円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	50,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	70,500円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	101,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	144,000円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	195,500円
		申請住戸数が201戸から300戸までの場合	256,500円
	申請住戸数が300戸を超える場合	301,500円	
	誘導仕様基準により評価する方法	申請住戸数が1戸の場合	9,500円
		申請住戸数が2戸から5戸までの場合	17,500円
		申請住戸数が6戸から10戸までの場合	25,000円
		申請住戸数が11戸から25戸までの場合	36,000円
		申請住戸数が26戸から50戸までの場合	54,000円
		申請住戸数が51戸から100戸までの場合	81,500円
		申請住戸数が101戸から200戸までの場合	116,000円
申請住戸数が201戸から300戸までの場合		149,500円	
申請住戸数が300戸を超える場合	170,000円		

別表第26の11の2備考3中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削る。

別表第26の12中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の12(第2条第1項第625号の5関係)

区分			金額	
住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。)	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定された場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
	面積が5,000平方メートル以上のもの		78,000円	
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものい	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	174,000円
			面積が5,000平方メー	249,000円

	いずれも添付されない場合	誘導仕様基準により評価する方法	一戸建ての住宅	トル以上のもの			
				1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき16,000円		
			共同住宅等	1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円		
				面積が300平方メートル未満のもの	29,000円		
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円		
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円		
				面積が5,000平方メートル以上のもの	138,000円		
				面積が300平方メートル未満のもの	10,000円		
			非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）	適合証又はこれに相当するものが添付された場合		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
						面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円						
面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円						
面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円						
面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円						
適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの				77,000円	
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの				100,000円	
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				129,000円	
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				209,000円	
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円				
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円				
		面積が25,000平方メ	385,000円				

		一トール以上のもの	
		面積が300平方メートル未満のもの	201,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	256,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円

別表第26の12備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3を同表備考5とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

4 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第26の13中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の13(第2条第1項第625号の6関係)

		区分	金額	
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅	1戸につき2,500円	
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	39,000円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののい	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	30,500円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,000円
面積が5,000平方メートル以上のもの	124,500円			

	ずれも添付されない場合	誘導仕様基準により評価する方法	一戸建ての住宅	トル以上のもの				
				1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき8,000円			
						共同住宅等	1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき8,500円
					面積が300平方メートル未満のもの		14,500円	
					面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		25,500円	
					面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		45,500円	
					面積が5,000平方メートル以上のもの		69,000円	
			非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合		面積が300平方メートル未満のもの	5,000円	
						面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,500円	
	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,000円						
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,000円						
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	61,500円						
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	77,500円						
	面積が25,000平方メートル以上のもの	97,000円						
適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの			38,500円			
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			50,000円			
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			64,500円			
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,500円					
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,500円					
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円					
		面積が25,000平方メ	192,500円					

標準入力法等により評価されているもの	一トール以上のもの	
	面積が300平方メートル未満のもの	100,500円
	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,000円
	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	162,500円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	338,000円
	面積が25,000平方メートル以上のもの	385,500円

別表第26の13備考8を同表備考10とし、同表備考7を同表備考9とし、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考2の次に次のように加える。
 別表第26の14住宅部分の部適合証、認定通知書、建設住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合の項中「モデル住宅法又は第10条第2号」を削り、同表備考7中「モデル住宅法」を「モデル住宅法・フロア入力法」に、「第1条第1項第2号イ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表備考8を削り、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10を同表備考9とし、同表備考11を同表備考10とする。

別表第27化学及び物理試験の項中「29,280円」を「30,030円」に改める。

- 附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 (2) 第2条第1項第193号の次に1号を加える改正規定、同項第194号の3の改正規定(「第53条第5項」を「第53条第5項(第4号に係る部分を除く。)」に改める部分に限る。)、同号の次に1号を加える改正規定、同項第198号の改正規定、同項第200号の4の次に1号を加える改正規定、同項第213号及び第213号の3から第214号の3までの改正規定、同項第400号の8の次に2号を加える改正規定、別表第27化学及び物理試験の項の改正規定並びに附則第3項の規定(熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)別表第1手数料の項第184号の次に1号を加える改正規定、同項第185号の3の次に1号を加える改正規定、同項第191号の4の次に1号を加える改正規定、同項第205号から第205号の3までの改正規定及び同項第363号の8の次に2号を加える改正規定に限る。) 令和5年4月1日
 (3) 第2条第1項第478号及び第479号の改正規定 令和5年5月26日
 (経過措置)
 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。
 (熊本県収入証紙条例の一部改正)
 3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
 別表第1手数料の項第184号の次に次の1号を加える。
 184の2 建築物の容積率の特例認定申請手数料
 別表第1手数料の項第185号の2及び第185号の3を次のように改める。
 185の2 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請手数料
 185の3 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物

の建蔽率の許可申請手数料
 別表第1手数料の項第185号の3の次に次の1号を加える。
 185の4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行
 う建築物の建蔽率の許可申請手数料
 別表第1手数料の項第186号を次のように改める。
 186 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
 別表第1手数料の項第191号の4の次に次の1号を加える。
 191の5 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料
 別表第1手数料の項第192号を次のように改める。
 192 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特
 例許可申請手数料
 別表第1手数料の項第195号を次のように改める。
 195 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さ
 に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 別表第1手数料の項第200号を次のように改める。
 200 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料
 別表第1手数料の項第205号から第205号の3までを次のように改める。
 205 公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料
 205の2 公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部
 分の高さの特例許可申請手数料
 205の3 公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の許可申請手数料
 別表第1手数料の項第207号を次のように改める。
 207 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の
 後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 別表第1手数料の項第363号の8の次に次の2号を加える。
 363の9 特定自動運行許可申請手数料
 363の10 特定自動運行計画変更許可申請手数料

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
 熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように
 改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを1項ずつ繰り
 上げる。

別表第2の8の項中「第8条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第8条の2第1
 項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第15条第1項若しくは第2項」を「第15条
 第1項から第3項まで」に改め、「第15条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を、
 「第23条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第23条の2第1項」の次に「若し
 くは第2項」を加え、「第39条第1項から第4項まで」を「第39条第1項から第5項ま
 で」に、「第39条の2第1項から第3項まで」を「第39条の2第1項から第4項ま
 で」に改め、「第47条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第47条の2第1項」
 の次に「若しくは第2項」を加え、「第57条第1項若しくは第2項」を「第57条第1
 項から第3項まで」に改め、「第57条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第
 58条の13第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第58条の13の2第1項」の次
 に「若しくは第2項」を加え、「第66条第1項若しくは第2項（同条第5項）」を「第6
 6条第1項から第3項まで（同条第6項）」に、「同条第3項（同条第5項）」を「同条第4
 項（同条第6項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例
 熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。
 附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の1
 項を加える。

4 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する第4条の規定の適用について
 は、同条中「3年以内」とあるのは、「令和7年3月31日まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「この条」の次に「、第11条」を加える。

第5条の2の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第5条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び児童福祉施設における安全に関する事項について「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車運行する場合の児童の所在の確認)

第5条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。
2 前項ただし書は、入所者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する従業者については、適用しない。ただし、保育所の設備及び従業者については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
第11条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第11条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第12条第2項中「必要な措置を講ずる」を「従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第85条に次の1項を加える。

21 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。第92条第2項において同じ。)に入所し、又は幼児連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させると

前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(自動車を行う場合の障害児の所在の確認)

第4条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業外での活動、取組等のため移動その他の障害児の移動のために自動車を行うときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外のおそれがないものその他利用の態様を勘案してこれを日常的に運行するときは、当該自動車に必ず他の車内の障害児の見落とすのを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所の確認(障害児の降車の際に限る。)を行うなければならない。

第4条の7条を次のように改める。
第4条の6条を削除

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所して障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
第5条の9条中「、第4条の7条」を削る。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所して障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
第8条の9中「第3条の2」の次に「、第4条の2、第4条の3第1項」を加える。

第8条の9条中「第3条の2」の次に「、第4条の2、第4条の3第1項」を加える。
(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。
第3条の7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)
第3条の7条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者の障害児等に対する施設外での活動、取組等に関する事項について、指定福祉型障害児入所施設における安定安全に関する事項について計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(自動車を行う場合の障害児の所在の確認)

第3条の7条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のため移動その他の障害児の移動のために自動車を行うときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第4条の3条を次のように改める。
第4条の3条を削除

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第6条 熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項及び第5条の2第1項に改める。
第6条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。
2 前項の規定は、前条第1項第2号の乳児室及びほふく室、同項第3号の保育室、同

熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

(熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア(イ)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号ア(オ)中「第30条の33第1項第4号」を「第30条の33第1項第3号」に改め、同号ア(キ)中「第21条第2項第1号」を「第24条第2項第1号」に改める。

(障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正)

第2条 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年熊本県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「同条第16項」を「同条第18項」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に、「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第3号、第56条第2項並びに第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(熊本県子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 熊本県子ども・子育て会議条例(平成25年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

熊本県立自然公園条例(昭和33年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 生態系維持回復事業(第36条-第39条)」を「第4章 生態系維持回復事業(第36条-第39条)」に改める。

第3条第1項中「おいて」の次に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第8条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第9条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第9条の2 第16条の2第1項に規定する協議会は第16条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第39条の2第1項に規定する協議会は第39条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

(4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

(5) 第11条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第11条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画に適合するものであること。

4 知事又は市長は、第1項の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をす

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に自然実施設の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

5 必要な限度に当該県立自然公園の認定又は付し、及び必要があるときは、その必要を認め、変更することができる。

6 知事は、第4項の認定を認めたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第16条の4前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第16条の2第1項に規定する協議会においで当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作用し、当該協議会を構成する市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業の実施を定める軽微な変更については、同条第6において認められる限り、この限りでない。

2 前条第4項の認定(前項の変更を含む。次条第1項及び第16条の6において同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第16条の5知事は、第16条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のものであり、同項各号のいずれかに適用し、同項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第16条の6利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第16条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第11条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をすればならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をすればならないものについては、この限りでない。

第17条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「対し、」の次に「第4条及び」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第4条及び第10条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第16条の3第4項の認定(第16条の4第1項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他若しくは関係者に質問させることができる。

第21条第1項中「海面」を「海域」に改め、同条第8項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業(第39条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第39条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)を行う行為

第22条第3項第3号中「ため」の次に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第30条中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改め、「風致」の次に「又は景観」を加える。

ればならない。
3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。
(認定の取消し)

第39条の5 知事は、第39条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第39条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。
(報告徴収及び立入検査)

第39条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第39条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第40条第1項中「第47条第1号」を「第47条第1項第1号」に、「海面」を「海域」に改める。

第46条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第47条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第48条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第53条の次に次の1項を加える。
(利用の増進のための情報の提供等)

第53条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県立自然公園に関する情報の提供及び普及・宣伝を行うように努めるものとする。

第54条第1項中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改める。

第55条第1項中「第16条第1項又は第32条第1項又は第32条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第16条第1項又は第32条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第21条第4項の規定に違反したとき。

第56条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 第11条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

第56条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「第21条第4項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第4号及び第5号中「者」を「とき。」に改める。

第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第59条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第17条第1項」の次に「若しくは第2項、第29条第1項若しくは第39条の6第1項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号及び第3号中「者」を「とき。」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「者」を「とき。」に改め、同条第7号中「者」を「とき。」に改め、同条第6号中「者」を「とき。」に改め、同条第8号中「者」を「とき。」に改め、同条第9号中「者」を「とき。」に改め、同条第10号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第11号中「者」を「とき。」に改め、同条第10号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第11条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第11条第4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の第11条第6項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第11条第6項の規定による協議書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第11号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例
熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「及び情報システム技術科」を「、情報システム技術科及び半導体技術科」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第12号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例
熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。
別表化学試験・化学加工設備の項中「3,690円」を「3,820円」に改め、同表食品試験・食品加工設備の項中「4,050円」を「6,050円」に改め、同表機械試験・機械加工設備の項中「3,490円」を「3,790円」に改め、同表電気自動車用急速充電器の項を削る。

附則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第13号

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例
熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第18条の規定に基づき」を「第2条第1項に規定する博物館として」に改める。
第21条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県こどもの読書環境整備基金条例をここに公布する。

令和5年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第14号

熊本県こどもの読書環境整備基金条例
(設置)
第1条 こどもの読書環境を整備し、こどもの豊かな感性と創造力を育むため、熊本県こどもの読書環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)
第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
(管理)
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(運用益金の処理)
第4条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
(繰替運用)
第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

(1) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第21条第1項第6号

(2) 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）第7条第2項第2号キ

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「施設（これらの用に供すると決定した土地を含む。）の敷地」を「施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）」に改める。

第7条第2項第1号中「酒類を提供し、又は」を削る。

第9条第1項第9号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

第10条の2第2号中「当該施設」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第10条の2第2号の改正規定は、公布の日から施行する。